覺書

昭和十二年七月愛知時計電機株式會社に於て發生したる爭議に對し會社側及從業員側に於て和解條件を白紙警察部長に委任したるを以て警察部長は左の案を兩者に提示したり

左記

第一、被解雇者に對しては左の通り取扱ふ

一、既に發表せる二十四名は是を解雇す

一、光岡剛、村尾を除く解雇者に對しては會社所定の給與の他失業の特別同情金として社長個人に於て金一封宛を給與す

一、光岡剛、村尾貞順の兩名に對しては會社所定の給與の